

施策名	目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2010に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,484,336	2,729,381	2,826,518	1,558,838
		補正予算(b)	0	1,000,000	3,020,000	
		繰り越し等(c)	0	△ 3,000	3,000	
		合計(a+b+c)	1,484,336	3,726,381	5,849,518	
執行額(百万円)	1,367,638	3,602,353	5,669,287			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2010平成22年3月16日(閣議決定) 第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画					

測定指標	1 「生物多様性」の認識状況	基準値	実績値					目標値
		16年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		30%	-	-	36%	-	-	50%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 生物多様性地域戦略策定着手済数	基準値	実績値					目標値
		21年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		6県	-	-	-	20都道県	30都道府県	47都道府県
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[図面数/図面数]	基準値	実績値					目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		国土の35%	国土の39%	国土の44%	国土の50%	国土の55%	国土の60%	国土の64%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-

目標の達成状況	<p>・平成23年度末時点で、生物多様性地域戦略については、30道府県が策定又は策定に着手している。また、植生図の整備図面数は国土の60%に達している。「生物多様性」の認識状況については、平成22年度は世論調査を実施していないため、進捗状況は不明であるが、2010年の「国際生物多様性年」にあわせた各種活動を通じて、生物多様性の認識は上昇しているものと考えられる。このため、すべての測定指標において目標値に近づいていると考えられる。</p> <p>・生物多様性国家戦略2010(平成22年3月閣議決定)に沿って、各種施策・政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。</p> <p>・平成22年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の成果を受けて、COP10議長国として、愛知目標や名古屋議定書をはじめとするCOP10決定事項の実施に貢献しており、目標達成に向けた取組が進展している。</p>
---------	--

<自然保護保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集>
【これまでの成果】
 ・自然環境保全基礎調査において取得された植生、動植物分布等の自然環境に関する基盤情報データ及びモニタリングサイト1000において取得された高山帯、森林・草原、沿岸域等様々な生態系における指標生物の生息・生育状況及び無機的環境をモニタリングしたデータを着実に蓄積し、これらのデータを効果的に活用・発信することにより、生物多様性の保全に関する施策の実施に寄与できた。
 ・平成22年5月に公表した「生物多様性総合評価」を踏まえ、生物多様性評価の地図化を実施し、我が国の生物多様性の現状について評価した計49枚の地図を作成した。
 ・海洋生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用を促進するため、海洋生物多様性保全戦略を策定した。

【今後の方向性】
 ・平成22年10月に開催されたCOP10の成果及び平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、生物多様性国家戦略を改定し、改定した国家戦略に基づく施策を着実に実施していくことにより愛知目標の達成に貢献する。

<国民への生物多様性に関する普及啓発>
【これまでの成果】
 ・経済活動と生物多様性の関係及びその指標、事業者の生物多様性保全の取組及び保全に資する技術に関する情報収集を行うとともに、経済社会における生物多様性の保全等の促進に向けて求められる各主体の取組及び行政等の支援に関する検討を行った。
 ・生物多様性の主流化に向けて平成24年度から推進していく、生物多様性の経済価値評価の方向性を検討した。
 ・TEEB(生態系と生物多様性の経済学)報告書の概要を分かりやすく示した普及啓発用パンフレットを作成・公表した。
 ・地域生物多様性保全活動支援事業を通じて、地方自治体による生物多様性地域戦略の策定を支援した(平成23年度採択団体:2府県4市、平成24年度採択団体:4県3市2町区)

【今後の方向性】
 ・経済社会における生物多様性の主流化の現状を把握し、その他関連情報とともに一元的に発信することなどにより、民間部門における自発的な生物多様性保全等の取組を促進する。
 ・生物多様性が有する価値を経済的な評価により可視化し、評価結果等を活用して生物多様性の重要性についての普及等を推進する。
 ・平成24年度までに生物多様性地域戦略策定着数を47都道府県とする目標は、生物多様性国家戦略2010(平成22年3月)において設定されたものであるが、都道府県による策定数は着実に増加していることから、平成24年9月に改定予定の次期生物多様性国家戦略において、平成32年度までに生物多様性地域戦略の策定自治体数を47都道府県とすることを新たに目標として設定する予定。また、地域生物多様性保全活動支援事業や生物多様性地域戦略の手引きの改定等を通じて、策定自治体数の増加を図っていく。

<国際的枠組への参加>
【これまでの成果】
 ・サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。ミャンマー・タイ・マレーシア等で普及啓発活動を進め、特にマレーシアにおいてラムサール登録が現実味を帯びるまでに至っている。また、また、水田決議に係るフォローアップワークショップを2回開催し、決議の履行を普及啓発においてリーダーシップを発揮した。
 ・ICRI東アジア地域会合を開催(平成22年6月:タイ)し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010を策定し、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。
 ・国連森林フォーラム、国際熱帯木材機関、砂漠化対処条約締約国会議などに積極的に関与することにより、世界の森林の保全と持続可能な経営及び砂漠化対処に係る国際的な取組の進展に寄与した。
 ・南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議に積極的に関与することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。

目標期間終了時点の総括

施策に関する評価結果

		<ul style="list-style-type: none"> ・世界の青年の交流と生物多様性に関する意識の向上を目指すため、「生物多様性国際ユース会議in愛知2010」を66ヶ国、100名の青年の参加を得て開催し、本会議の成果をCOP10の場において発表した。 ・愛知目標の達成に向けた途上国の取組を支援するため、生物多様性条約事務局に設立した「生物多様性日本基金」を通じて、世界各地域で生物多様性国家戦略の改定支援ワークショップの開催等を支援した。 ・生物多様性条約COP10において、我が国の呼びかけにより、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組を推進するために「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPS)」が発足した(事務局: 国連大学高等研究所)。平成24年3月にはナイロビにおいてパートナーシップ第2回会合を開催した。現在、国、国際機関、団体が構成される合計117団体が加入している。 ・平成23年5月に名古屋議定書に署名した。 ・平成24年3月に名古屋・クアラルンプール補足議定書に署名した。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・COP10議長国として、愛知目標や名古屋議定書をはじめとするCOP10の決定事項を実施するための取組を生物多様性日本基金も活用しつつ推進する。 ・引き続きICRI東アジア地域会合を開催して東アジアを中心とした重要サンゴ礁ネットワーク戦略を策定するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮する。 ・世界の森林の保全と持続可能な経営の推進に向けた検討調査及び砂漠化対処のための手法の検討調査等を行うとともに、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。 ・我が国昭和基地における観測活動による環境影響モニタリングの検討や、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告に関する検討を進めるとともに、国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を図る。 ・世界各地での自然共生社会の実現のため、各国や国際機関、NGO等と協調し、人と自然の共生を目指し、二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用・管理の推進のための取組である「SATOYAMAイニシアティブ」を、国際パートナーシップを通して世界に発信し、広く普及を図っていく。 ・名古屋議定書については、可能な限り早期の締結を目指して、海外の動向等も踏まえ、名古屋議定書が定める義務を履行するために必要な国内措置の検討を進めていく。 ・名古屋・クアラルンプール補足議定書については、締約国会合における今後の議論等も踏まえ、補足議定書が定める義務を履行するために必要な法制度の検討など、締結に向けた必要な作業を進めていく。
--	--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略の改定にあたり、平成23年2月より中央環境審議会自然環境・野生生物部会及びその下に設置した生物多様性国家戦略小委員会をそれぞれ計3回と計7回開催し、学識者の知見を活用した。 ・海洋生物多様性保全戦略策定にあたり、検討会を開催し学識者の知見を活用。
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・「生物多様性」の認識状況: 環境問題に関する世論調査(平成21年6月調査/内閣府大臣官房政府広報室)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境計画課 野生生物課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>塚本 瑞天 亀澤 玲治</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年6月</p>
--------------	--------------------------	---------------	------------------------	-----------------	----------------